

くらしの 案内板

募 集 危険物取扱者試験準備講習会

危険物取扱者試験(後期) 準備講習会

問 宇和島地区広域事務組合消防本部予防課内
宇和島地区危険物安全協会事務局 ☎22-7501

●試験

試験日 10月24日(日)

場所 乙4・丙種 吉田高校 他
全種類 八幡浜工業高校 他

願書受付期間

書面申請 8月27日(金)～9月7日(火)※必着
電子申請 8月24日(火)～9月4日(土)

受付窓口 (財)消防試験研究センター 愛媛県支部

●準備講習会

日 時 9月17日(金)・18日(土)
いずれも9時～16時

会 場 宇和島地区広域事務組合消防本部 4
階大会議室

科目および時間割

○9月17日(金)

9時～12時 危険物法令関係
13時～16時 危険物の性質・消火等

○9月18日(土)

9時～12時 問題の傾向と対策
13時～16時 基礎物理化学

受講申し込み配布先

消防本部・予防課・各消防署・各分署

受講申し込み書提出先

宇和島地区危険物安全協会 事務局

宇和島地区広域事務組合消防本部 予防課内

受講料 協会会員 6,300円
非会員 8,800円

受付期間 講習日当日の朝まで随時受付

テキスト代

法令編・実務編・例題集いずれも1,400円

駐車場 なし

お知らせ 愛媛県暴力団排除条例

愛媛県暴力団排除条例 平成22年8月1日施行

問 暴排条例ホットライン ☎089-941-8930

条例の内容

●暴力団の排除に関する基本的施策(第6条～第10条)

- ・公共工事等の県の事務、事業からの暴力排除
- ・暴力団排除活動等により、暴力団から危害を加えられる恐れのある者に対する警察による保護
- ・県からの暴力団排除にかかる訴訟支援、その他必要な支援
- ・県による広報・啓発活動、市町の施策への支援

●青少年の健全育成を図るための措置(第11、12条)

- ・青少年に対する暴力団排除のための助言・指導

●暴力団等に対する利益の供与の禁止(第13、14条)

- ・暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動または運営に協力する目的で、暴力団員等への利益の供与を禁止
- ・事業に関する契約について、暴力団を排除

●暴力団員等が利益の供与を受けることを禁止(第15条)

●不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第16、17条)

- ・暴力団事務所のために不動産を譲渡、貸し付けすることを禁止
- ・不動産の譲渡等の代理、媒介する者も同様の責務

●祭礼等からの暴力団排除 (第18条)

- ・祭礼、花火大会、興行等

問い合わせ・相談

暴排条例ホットライン

☎089-941-8930

